

地域づくりネットワーク埼玉県協議会規約

(名称)

第1条 この会は、地域づくりネットワーク埼玉県協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連携により、地域に根ざして地域活性化のための活動・研修等を行う民間団体(以下「地域づくり団体」という。)への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって、民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を支援・促進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)地域づくり団体相互の交流
- (2)地域づくり団体に対する情報提供
- (3)地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
- (4)その他必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、埼玉県、県内市町村及び県内市町村から推薦を受けた県内の地域づくり団体をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、埼玉県企画財政部地域政策局長をもって充てる。

2 副会長は、総会において選任する。ただし、1名は埼玉県企画財政部地域政策課長をもって充てる。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回会長がこれを開催する。

3 総会は、会長が必要と認めるとき、及び会員半数以上の要請があったとき臨時にこれを開催する。

4 役員会は、会長が必要と認められるときにこれを開催し、協議会の議決事項について、協議する。

5 総会は、書面による開催とすることができる。

(総会の議決事項)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

(1)規約の制定又は変更

(2)事業計画の承認

(3)事業報告の承認

(4)その他総会において必要と認めた事項

(会議の運営)

第10条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議の議事は、出席者の過半数でこれに決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地域づくりコーディネーター)

第11条 協議会に、地域づくりコーディネーターを置くことができる。

2 地域づくりコーディネーターは、地域づくり団体に対する相談及び地域づくり団体への情報提供等を行う。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、埼玉県企画財政部地域政策課内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が定める。

附 則

この規約は、平成7年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年9月1日から施行する。